

山梨県公報

第二千七百三十三号

平成二十九年

九月二十八日

木曜日

目次

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………六四三
- 特別保護地区の指定……………六四五
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………六四五
- 保安林の指定の予定(四件)……………六四八
- 道路の区域変更(二件)……………六四九

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六四九
- 平成二十八年度における人事行政の運営の状況について……………六五〇
- 平成二十八年度における人事委員会の業務の状況について……………六六二

公安委員会

- 落札者の決定について……………六七〇

告示

山梨県告示第三百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 富士塚万力鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 富士塚万力鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 山梨市万力地内の笛吹川右岸と県道二百十六号(万力小屋敷線)との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道百四十号(通称「西関東連絡道路」)との接点に至り、同所から同国道を北西に進み市道一四一三八号線との接点に至り、同所から同市道を北東、北西、東及び北西に順次進み市道一三〇一〇号線との接点に至り、同所から同市道を北東及び西に順次進み農道N一三一八

六号線との接点に至り、同所から同農道を西、北及び西に順次進み市道一三〇一〇号線との接点に至り、同所から同市道を北、北東及び南東に順次進み市道一三〇一〇号線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に順次進み兄川との交点に至り、同所から同川を南東に進み笛吹川との合流点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 二百・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 富士塚万力鳥獣保護区は、山梨市万力地内の市街地に残された樹林帯であり、植生は、ヒノキ、アカマツ、一部にナナカマド、ニシキギ、ムラサキシキブ等が見られ、鳥類では、ヒヨドリ、ウグイス、ホオジロ、ツグミ、チョウゲンボウ等の里山に生息する種が確認されている。また、山梨市万力公園もあることから、山梨市民の行楽や憩いの場としても親しまれている。更に、当該地区を含む地域は、歴史文化公園にも指定されている。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 塩の山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 塩の山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲州市塩山上於曾地内の県道三十八号(塩山勝沼線)と甲州市道上於曾八十号線との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み市道上於曾九号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み農道上於曾九号線との接点に至り、同所から同農道を北及び北西に順次進み市道上井尻二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道千野四十四号線との接点に至り、同所から同市道を東、南東及び東に順次進み塩川との交点に至り、同所から同川を南に進み市道上於曾十五号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道上於曾八十号線との

接点に至り、同所から同市道を西及び南西に順次進み起点に至る一団地
3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 四十五・〇ヘクタール
5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 塩の山鳥獣保護区は、甲州市塩山の市街地に近接する塩の山（標高五百五十二・八メートル）一帯であり、植生は、ヒノキ、アカマツ、その下層にガマズミ、ヤブコウジ、アズキナシ等が見られ、獣類では、イタチ、キツネ等が確認され、鳥類では、ヒヨドリ、メジロ、ウグイス、シジュウカラ、カクコウ、キジ等の里山に生息する種が確認されている。また、塩の山公園や塩の山遊歩道が整備されていることから、甲州市民の行楽や憩いの場としても親しまれている。更に、当該地区は、歴史文化公園及び塩の山歴史景観保全地区にも指定されている。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三 大野鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 大野鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 上野原市大野地内の県道五百七号（野田尻四方津停車場線）と市道大野犬目線との接点を起点とし、同所から同県道を南東、南及び東に順次進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を西に進み上野原市・大月市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び西に順次進み上野原市道南米沢梁川線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南米沢小学校線との接点に至り、同所から同市道を北東及び北に順次進み市道大野犬目線との接点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 八十五・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 大野鳥獣保護区は、上野原市大野地内の大野貯水池を中心とした区域であり、周辺にはクヌギ及びコナラを主体とした林が見られる。このような自然環境を反映して、マガモ、キンクロハジロ、コガモ、ホシハジロ等の渡り鳥がねぐら、採餌場として利用する重要な区域となっている。このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

四 山中湖鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 山中湖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南都留郡山中湖村山中地内の国道百三十八号と県道七百二十九号（山北山中湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北東に進み富士急行株式会社管理するホテルマウント富士に至る私道との接点に至り、同所から同ハイキング道を北東に進み山中湖村道平野六十五号線との接点に至り、同所から同村道を南東及び南に順次進み県道七百二十九号（山北山中湖線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み国道四百十三号との接点に至り、同所から同国道を南及び南西に順次進み国道百三十八号との接点に至り、同所から同国道を西及び北西に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
4 鳥獣保護区の面積 千三百六十・〇ヘクタール
5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村の山中湖を中

心とした区域であり、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。周辺にはカラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等の分布が見られる。このような自然環境を反映して、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロ、ミコアイサ等の多数の渡り鳥がねぐら、採餌場として利用する重要な区域となっている。このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 山中湖特別保護地区

- 1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十一メートル）水面全域
- 3 特別保護地区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
- 4 特別保護地区の面積 六百五十七・〇ヘクタール
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区
(二) 特別保護地区の指定目的 山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐら、採餌場として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、

ホシハジロ、ミコアイサ等が多数確認され、県下でも屈指の越冬場所となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある中核的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 白州尾白の森名水公園特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 白州尾白の森名水公園特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市白州町白須地内の尾白橋を起点とし、同所から尾白川を南西及び西に順次進み尾白第二ダムに至り、同所から二百メートル北に進み農道白州白須四号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み農道白州白須六十九号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み北杜市道白須二号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一団地
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 三十八・三ヘクタール
- 二 大武川河川公園特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 大武川河川公園特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市武川町柳澤地内の駒城橋東詰を起点とし、同所から市道柳澤線を南西に進み石空川橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道柳澤五号線を南西に進み甲斐駒ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み甲斐駒大橋西詰に至り、同所から市道白州横手二号線を北東に進み駒城橋西詰に至り、同所から同橋を南東に進み起点に至る一団

地

- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二十七・六ヘクタール
- 三 長坂小荒間特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 長坂小荒間特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町・同市大泉町境界線とJR小海線との交点を起点とし、同所からJR小海線を南西に進み北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水口を中心とする半径三百メートルの円で囲んだ線(三分一湧水特定猟具使用禁止区域境界線)との接点に至り、同所から同線を北西及び南西に順次進みJR小海線との交点に至り、同所から同線を南西に進み古袖川との交点に至り、同所から同川を北に進み標高千六百六十メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南東に進み県道六百九号(小荒間長坂停車場線)に至る小道との交点に至り、同所から同小道を南東に進み県道六百九号(小荒間長坂停車場線)との接点に至り、同所から同県道を南東に進み八ヶ岳高原泉郷に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北に進み北杜市長坂町・同市大泉町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る一団地
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百十二・五ヘクタール
- 四 葎崎釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 葎崎釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 国道二十号と県道六百二号(武田八幡神社線)との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び北西に順次進み葎崎市道(神山)二号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道十二号(葎崎南アルプス中央線)との接点に至り、同所から同県道を北に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東及び南東に順次進み起点に至る一団地
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百六十九・一ヘクタール

五 広瀬湖特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 広瀬湖特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 山梨市三富広瀬湖満水時(海拔千五百四メートル)水面全域
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 五十五・〇ヘクタール
- 六 笛吹川フルーツ公園特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 笛吹川フルーツ公園特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 山梨市江曾原地内の山梨県笛吹川フルーツ公園と山梨県果樹試験場の敷地境界線の外側二百メートルの線で囲まれた一団地(富士塚万力鳥獣保護区の区域を除く。)
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百・〇ヘクタール
- 七 玉宮ざぜん草公園特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 玉宮ざぜん草公園特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 甲州市塩山平沢地内の玉宮ざぜん草公園及び同市塩山竹森地内の山梨県自然環境保全条例第十条に規定する自然記念物の「竹森のザゼンソウ」に指定されたザゼンソウの生育地全域
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 一・三ヘクタール
- 八 猿橋特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 猿橋特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 大月市猿橋町地内の国道二十号と県道五百九号(朝日小沢猿橋線)との接点を起点とし、同所から同県道を南に進み同町桂台地区に至る山道との接点に至り、同所から同山道を約六百メートル北西に進んだ地点に至り、同所から同山道を約五百メートル西に進み神楽山(標高六百七十二・八メートル)に至り、同所から同尾根を西に進み神楽山(標高六百七十二・八メートル)に至り、同所から同尾根を約百メートル西に進んだ地点に至り、同所から同町桂台地区に向

かつて延びる尾根を北、北東、北及び北西に順次進み市道小沢殿上線との接点に至り、同所から同市道を北西、東及び北に順次進み市道殿上線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北及び東に順次進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百二十・〇ヘクタール

九 川茂特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 川茂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市古川渡地内の国道百三十九号と市道古川渡田野倉線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み市道姥沢川通り線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道四十号(都留インター線)との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道七百五号(高畑谷村停車場線)との接点に至り、同所から同県道を北西に進み桂川との交点に至り、同所から同川を東及び北東に順次進み都留市道新羽根子線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道横吹線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道川茂堀ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に順次進み諏訪神社に至る小道との接点に至り、同所から同小道を東に進み諏訪神社に至り、同所から参道を南東に進み市道川茂堀ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道古川渡田野倉線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百八十六・三ヘクタール

十 富士北麓特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 富士北麓特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡富士河口湖町船津地内の国道百三十九号と中央自動車道富士吉田線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み国道百三十八号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み富士吉田市道貯水池線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道東原城山線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み国道百三十九号との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道大溝支線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道七百十八号(富士吉田西桂線)との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道七百十七号(山

中湖忍野富士吉田線)との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に順次進み市営林道富士見台線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み市道権現道二号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み富士吉田市・南都留郡忍野村境界線との交点に至り、同所から通称「峰山」を経て通称「平山峠」に向かって延びる尾根を南西及び南に順次進み「平山峠」との交点に至り、同所からシボ草三角点(標高千三十・三メートル)に向かって延びる尾根を南に進みシボ草三角点を経て東京電力株式会社鐘ヶ淵発電所導水路との交点に至り、同所から同導水路を南に進み忍野村道海沢阿原端線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道鐘山新線との接点に至り、同所から同村道を西に進み国道百三十八号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み富士吉田市道演習場鐘山線との交点に至り、同市道を南西に進み東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道七百一十号(富士上吉田線)との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道昭和大学通り線との接点に至り、同所から同市道を西に進み県道七百十六号(富士北麓公園線)との接点に至り、同所から同県道を西に進み富士山有料道路(通称「富士スバルライン」)との交点に至り、同所から同有料道路を南西に進み県営林道富士線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県営林道船津線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み南都留郡鳴沢村字富士山地内の日本電信電話株式会社富士山支線第五百十三号柱に至り、同所から富士観光開発株式会社富士桜高原別荘村(以下「富士桜高原」という。)第三次分譲地南側道路とを直線で結ぶ線上を北西に進み同道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み鳴沢村道六百八十三号線との接点に至り、同所から同村道を西に進み富士桜高原第二次分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み富士桜高原第一次分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み県営林道鳴沢線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み鳴沢村道六百八十三号線との接点に至り、同所から同村道を南東に進み鳴沢村道六百八十一号線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み京王電鉄株式会社京王富士スバル高原別荘地の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み鳴沢ゴルフ倶楽部の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み鳴沢村営林道茅つけ大田和線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み鳴沢村道Ⅱ一五号線との交点に至り、同所から同村道を南に進み通称「炭つけ道」との交点に至り、同所から同道を北東に進み富士河口湖町道〇二五五号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み東海自然歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み富士河口湖町道六千五百一十号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み富士河口湖町道四千二百二十三号線との接点に至り、同所から同町道を北に進み富士河口湖町道〇一〇三号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み富士河口湖町道〇一〇二

号線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み富士河口湖町道三千四百四十六号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道七百十四号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を東に進み国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北東、北及び西に順次進み産屋ヶ崎において南都留郡富士河口湖町河口・同町浅川境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み南都留郡富士河口湖町・富士吉田市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南及び西に順次進み国道百三十七号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み中央自動車道富士吉田線との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 四千五百五十・〇ヘクタール

山梨県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町八之尻字東庄台三〇四五の五四、三〇四五の七〇
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字東庄台三〇四五の五四・三〇四五の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町日向南沢字南沢七六三
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字南沢七六三（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町身延字南谷四一五四、四一五四の内一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字南谷四一五四・四一五四の内一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町相又字円山三六一、三六四、三六五、三六八の一、字長畑七五九、七六六、七九〇、八〇四、八〇九
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字円山三六一・三六四・三六五・三六八の一・字長畑七五九・七六六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中下条甲府線

山梨県公報 第二千七百三十三号 平成二十九年九月二十八日

三 道路の区域

区	間		延長 (メートル)
	旧別	新	
甲府市荒川二丁目一番六地先から 甲府市荒川二丁目六番八地先まで	九・四	九・五	六一・〇
	一二・九	一四・六	

山梨県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶯宿上曾根線
- 三 道路の区域

区	間		延長 (メートル)
	旧別	新	
笛吹市芦川町鶯宿字里道官有無番地地先から 笛吹市芦川町鶯宿字里道二二五五番二〇地先まで	一・〇	一・〇	八五・〇
	一・〇	二・八	

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 申請のあった年月日 平成二十九年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人フアボール山梨

2 代表者の氏名 野澤奈加子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市中下条六百八十六番地三

4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障がい児・者に対して、権利擁護及び福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年九月二十二日から同年十月二十二日まで

● 平成二十八年年度における人事行政の運営の状況について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から平成二十八年年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成28年	平成27年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		3,027	3,046	▲ 19
	再任用職員(常勤)		6	4	2
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)		4	4	0
	任期付職員(短時間)				
	小 計		3,037	3,054	▲ 17
教育・警察部門	正式任用		9,844	9,921	▲ 77
	再任用職員(常勤)		55	43	12
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		9,899	9,964	▲ 65
公営企業等会計部門	正式任用		106	107	▲ 1
	再任用職員(常勤)		1		1
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		107	107	0
合 計			13,043	13,125	▲ 82

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成28年度)

職 種	区 分	採用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		133	92	14	29	21	156
医 療 職		8	7	3	4	8	22
技能労務職		0	9	0	0	0	9
教 育 職		220	210	37	20	33	300
公 安 職		120	55	1	22	21	99
合 計		481	373	55	75	83	586
(構成比%)			(64%)	(9%)	(13%)	(14%)	(100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成28年4月1日現在)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		36	48	454	2
医 療 職		0	0	0	0
技能労務職		0	0	0	0
教 育 職		0	66	97	0
公 安 職		2	18	134	0
合 計		38	132	685	2

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	組織再編に伴う減 業務執行体制の強化 業務執行体制の強化 業務執行体制の強化 業務執行体制の強化 欠員不補充
	総務企画	561	583	▲ 22	
	税務	104	103	1	
	民生・衛生	794	791	3	
	商工・労働	268	267	1	
	農林水産	707	706	1	
	土木	581	582	▲ 1	
	小 計	3,037	3,054	▲ 17	
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	7,939	8,019	▲ 80	児童生徒数の減少
	警察	1,960	1,945	15	警察官の欠員補充等
	小 計	9,899	9,964	▲ 65	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	0	0	0	
	企業局	107	107	0	
	小 計	107	107	0	
合 計		13,043	13,125	▲ 82	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成28年度	H29.3.31 826,074 人	千円 454,769,894	千円 6,378,066	千円 119,502,149	% 26.3%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 13,091	千円 55,286,727	千円 10,695,074	千円 21,907,025	千円 87,888,826	千円 6,714

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成28年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.7		100.3

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 336,665	円 416,160	歳 43.2	円 372,805	円 421,646	歳 44.7	円 312,830	円 416,894	歳 37.4

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	184,800円	196,200円	178,200円	190,100円
	高校卒	150,500円	160,400円	146,100円	154,500円
教育職 (小中学校)	大学卒	206,400円	218,900円	—	—
	高校卒	161,400円	174,800円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	206,400円	218,900円	—	—
	高校卒	161,400円	174,800円	—	—
公安職	大学卒	211,400円	224,000円	206,900円	219,800円
	高校卒	178,900円	192,200円	168,400円	180,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,115円	314,772円	357,687円
	高校卒	205,200円	266,525円	314,660円
教育職	大学卒	306,886円	353,819円	381,698円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	229,840円
公安職	大学卒	284,444円	334,986円	365,969円
	高校卒	256,458円	297,027円	348,828円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	16	0.5%	17	0.5%	13	0.4%
8級	次長	59	1.7%	51	1.5%	53	1.6%
7級	課長・参事	81	2.4%	85	2.5%	82	2.4%
6級	課長・主幹	887	26.1%	876	25.6%	781	23.0%
5級	課長補佐	430	12.7%	443	12.9%	433	12.7%
4級	主査・副主査	759	22.4%	797	23.3%	968	28.5%
3級	主任	466	13.7%	475	13.9%	551	16.2%
2級	主事・技師	408	12.0%	396	11.5%	267	7.9%
1級	主事・技師	288	8.5%	285	8.3%	249	7.3%
一般行政職職員数		3,394	100.0%	3,425	100.0%	3,397	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

区分	山 梨 県	国
	(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)
期末手当	6月期 期末手当 1.225月分 (0.65)月分 勤奨手当 0.80月分 (0.375)月分	6月期 期末手当 1.225月分 (0.65)月分 勤奨手当 0.80月分 (0.375)月分
勤奨手当	12月期 1.375月分 (0.80)月分 0.90月分 (0.425)月分 計 2.60月分 (1.45)月分	12月期 1.375月分 (0.80)月分 0.90月分 (0.425)月分 計 2.60月分 (1.45)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 3,597千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 23,143千円

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

区分	全 職 種
特殊勤務手当 (28年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 34.0%
	支給職員1人当たり平均支給年額 49,137円
	手当の種類(手当数) 33
手当の名称	
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助搜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,098,908千円
	職員1人当たり支給年額	357千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

内 容	国の制度との異同
1 配偶者 月額 13,000円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 9,000円 3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 6,500円 ※ 2・3とも16歳から22歳までの子に対しては 1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 1人につき6,500円 3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) <p>※ 100円未満は切り捨て</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～50,400円 (81km以上は、51,660円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～35,280円 (60km以上は37,800円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円が限度額 <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成28年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢		平均年齢		平均年齢		高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A 383,814 円 44.3 歳		B 377,406 円 44.7 歳		C 336,907 円 43.1 歳		110.5	107.9

- ※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの
- ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したものの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	790,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成28年度支給割合)
	副 知 事	6 月期 1. 5 0 月分
	公営企業管理者	12月期 1. 7 5 月分
	教 育 長	計 3. 2 5 月分
	議 長	(平成28年度支給割合)
	副 議 長	6 月期 1. 5 0 月分
議 員	12月期 1. 7 5 月分	
計	計 3. 2 5 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 52 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× × 38 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× × 24 / 100 (同一職通算)
		× × 23 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成28年1月1日～平成28年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.3日 教育委員会（県立学校教員含む）：11.2日
 警察部局：7.5日 企業局：14.1日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成28年度)

	平成28年度の取得者数			平成28年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	うち 育児休業	うち 部分休業	うち 短時間勤務	うち 短時間勤務
男性職員	8 2	2 0	0 0	314	7	1	0
女性職員	199 244	30 22	2 0	195	195	0	0
合計	207 246	32 22	2 0	509	202	1	0

※ 「平成28年度の取得者数」欄の上段は、平成28年度に新たに取得した者、下段は、平成27年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成27年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成27年度以前に取得可能となり平成28年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成28年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成28年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2		
女性職員	15	15		
合計	17	17		

(4) 自己啓発等休業の取得状況 (平成28年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 0		

※ 上段は、平成28年度に新たに取得した者、下段は、平成27年度以前から引き続き取得している者の数

(5) 配偶者同行休業の取得状況 (平成28年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学に おける修学	その他
取得者数	2 0	2 0			

※ 上段は、平成28年度に新たに取得した者、下段は、平成27年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 修学部分休業の取得状況 (平成28年度)

取得者数	0 0
------	--------

※ 上段は、平成28年度に新たに取得した者、下段は、平成27年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成28年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		191		191	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成28年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成28年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			188		188	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			3		3	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			191		191	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成28年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	3	5	3	12

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成28年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	3	4	1	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)				2	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)			1		1
合 計	1	3	5	3	12

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成28度)

任命権者	件数
知事	6
教育長	26
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	32

(3) 退職管理の状況

(平成28度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(平成28年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	85	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	236
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	177
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	673
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	311
	特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	743	
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	53		

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(平成28年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(平成28年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,610人 教育委員会：1,382人 警察部局：1,231人 企業局：47人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,346人 教育委員会：1,397人 警察部局：715人 企業局：53人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：340人 教育委員会：106人 警察部局：276人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：124人 教育委員会：24人 警察部局：515人 企業局：12人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(平成28年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,179人	平成29年2月22日 ～2月26日	来場者数 275人 出品点数 213点	455,790円
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合 (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,783人 2,159人	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	参加者数 延 6,961人	12,128,000円 11,200,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	2,010人	平成29年1月11日 ～1月16日	来場者数 481人 出品点数 60点	341,385円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会を、(警)とは警察本部をいう。

● 平成二十八年年度における人事委員会の業務の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から平成二十八年年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県人事委員会業務報告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月8日	5月28, 29日	7月11, 12日	7月22日
大学卒業程度	6月26日	[1回目] 7月10日 [2回目] 7月30日～ 8月7日	—	8月17日
高校卒業程度・資 格免許・学校職員	9月25日	[1回目] 10月16日 [2回目] 10月29日	—	11月4日
民間企業等職務 経験者	9月18日	[1回目] 10月16日 [2回目] 10月29日	—	11月4日
警察官(第2回)	9月18日	10月8, 9日	11月21, 22日	12月2日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	60	883	431	48.8	254	60	7.2
大学卒業程度	107	882	720	81.6	245	113	6.4
高校卒業程度	6	50	49	98.0	18	5	9.8
学校職員	12	219	180	82.2	32	14	12.9
民間企業等 職務経験者	2	16	15	93.8	8	2	7.5
資格免許	1	3	3	100.0	3	1	3.0
警察官 (第2回)	51	654	260	39.8	202	49	5.3
合 計	240	2,714	1,665	61.3	767	245	6.8

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月25日	10月25日	—	11月4日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	1	7	7	100.0	5	1	7.0

② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	1	4	2	0
獣医師 (農政)	2	2	2	2
研究職 (化学)	1	1	1	1
言語聴覚士	1	2	0	0
警察職員 (航空整備士)	1	1	1	1

③ その他の採用選考の実施状況

職	一 般 職 員					警 察 官		
	部局	知 事	教 育 委員会	警 察 本部	その他	計	警 察 本部	
部長及びその相当職	0	0	0	0	0	0	警 視	5
課長及びその相当職	4	0	0	0	0	4	警 部	2
課長補佐及びその相当職	0	19	0	0	0	19	警部補	3
係長及びその相当職	0	3	0	0	0	3	巡査部長	4
上記以外	7	8	2	0	0	17	巡査等	1
合 計	11	30	2	0	0	43	合 計	15

(3) 任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	福祉保健部	歯科保健主幹	平成29年4月1日 ～平成32年3月31日	採用
知 事	産業労働部 宝石美術 専門学校	講師	平成29年4月1日 ～平成32年3月31日	採用
知 事	総務部	情報システム 専門監	平成29年4月1日 ～平成31年3月31日	任期更新

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）	/	/	160	30	30	22
警部（専門）			26	6	6	2
警部補（一般）			183	42	41	36
警部補（専門）			12	8	8	4
巡査部長（一般）	355	117	154	71	71	62
巡査部長（専門）	/	/	8	2	2	1

② 選考による昇任

部局 職	一般職員					警察官	
	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部	
部長及びその相当職	27	1	1	4	33	警視	19
課長及びその相当職	47	10	2	0	59	警部	16
課長補佐及びその相当職	216	41	11	14	282	警部補	22
係長及びその相当職	131	31	4	6	172	巡査部長	1
上記以外	76	7	6	2	91	巡査等	0
合計	497	90	24	26	637	合計	58

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A) - (B)
385,201円	381,795円	3,406円(0.89%)

※平成28年4月分給与

イ 公民特別給の較差

- 平成27年8月から28年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.09月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.29月	4.20月

ウ 給与改定について

(ア) 月例給

- 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- 扶養手当 公民較差を考慮して、子に係る手当の月額を引き上げる必要がある。
- 地域手当 公民較差を考慮して、県内の公署に勤務する職員の支給割合を3.3%から3.5%とすることが適当である。
- 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(イ) 特別給(期末手当及び勤勉手当)

- ・ 民間の支給割合(4.29月)との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえた上で、人事院勧告に準じて年間支給月数を0.1月引き上げる必要がある。
- ・ 年間支給月数 4.20月 → 4.30月(0.1月分)

② 扶養手当の見直し

- ・ 扶養手当については、本県においても、子に要する経費の実情や少子化対策が推進されていることに鑑み、子に係る手当額について10,000円を限度として引き上改定を行っていく必要がある。
- ・ 配偶者に係る扶養手当、一定以上の給与水準にある職員の扶養手当及び職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当については、人事院勧告に準じた月額を下限としていくことが適当と認める。

③ その他の給与上の課題

- ・ 教員給与について、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も、国及び他の都道府県の状況等を注視しつつ、適切に対応していく必要がある。
- ・ 再任用職員の勤勉手当について、国に準じ、「優秀」適用者の成績率を「良好(標準)」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるように設定する必要がある。
再任用職員の給与水準等について、今後、国における検討状況や他の都道府県の動向等に留意し、その給与水準等について、研究・検討を引き続き進めていく必要がある。

④ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請する。

(2) 勧告

① 勧告日

平成28年10月17日

② 実施時期

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ア 給料表、扶養手当、地域手当、初任給調整手当 | 平成28年 4月1日 |
| イ 特別給(期末手当及び勤勉手当) | 平成28年12月 1日 |

③ 勧告内容

ア 給料表

- ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については1,500円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ改定すること。
- ・ 若年層についても、初任給と同程度に引上げ改定すること。
- ・ その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定すること。(平均改定率0.2%)

イ 初任給調整手当

- ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,800円とすること。
- ・ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

ウ 扶養手当

公民較差を考慮して、子に係る手当の月額を、1人10,000円を限度として引き上げること。

エ 地域手当

公民較差を考慮して、県内の公署に勤務する職員については、支給割合を3.5%とすること。

オ 期末手当及び勤勉手当

・ 一般職員

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.80 月	0.90 月←0.80 月
(特定幹部職員)	期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.00 月	1.10 月←1.00 月
29年度以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.85 月	0.85 月
(特定幹部職員)	期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.050 月	1.050 月

・ 再任用職員

		6月期	12月期
28年度	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.375 月	0.425 月←0.375 月
(特定幹部職員)	期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.475 月	0.525 月←0.475 月
29年度以降	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.40 月	0.40 月
(特定幹部職員)	期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.50 月	0.50 月

・ 特定任期付職員

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.575 月	1.675 月←1.575 月
29年度以降	期末手当	1.625 月	1.625 月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 職員の勤務環境の整備
 - ア 家庭と仕事の両立支援
 - イ 長時間労働の是正
 - ウ 年次有給休暇の取得促進
 - エ メンタルヘルス対策
 - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 雇用と年金の接続

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	3	3	0	0	0	3	0
計	0	3	3	3	0	0	0	3	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分		係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
		前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	1	0	1	0	0	0	1	1	0
転 任		0	1	1	1	0	0	0	1	0
その他		1	0	1	1	0	0	0	1	0
計		2	1	3	2	0	0	1	3	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成27年不第1号	教育委員会	懲戒免職	平成29年3月24日	処分修正

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハラ・ パワハラ・ いじめ関係	合計
件数	1	0	0	0	0	1	2

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年九月二十八日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 落札に係る借入物品

- (一) 名称 KAIシステム用サーバ
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月二十八日

四 落札者

- (一) 名称 富士通リース株式会社 東京第一営業部長 畑 松彦
- (二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額 六千六百三十四万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十九年六月十五日